

## 「ウィズコロナにおけるオンライン日本語教育実証事業 委託業務 仕様書」の正誤表

以下の箇所において記載の誤りがありましたので、大変申し訳ありませんが、以下のとおり訂正させていただきます。

### 1 ページ

#### 「3. 事業の内容」

##### (1) 業務内容

＜事業全体の事務局運営＞【必須】① 2行目

誤：※日本語教育機関の公募は、文化庁との委託契約後の5月中に行う計画とすること。

正：※日本語教育機関の公募は、文化庁との委託契約後の4月中旬から5月中旬(1か月程度)で行う計画とすること。

### 2 ページ

上から8行目

誤：以下(2) ②で示す「オンライン教育手法」と・・・

正：以下(2) ③で示す「オンライン教育手法」と・・・

### 3 ページ

#### (3) 共通事項の②、4行目、5行目

誤：なお、1件あたりのモデル事業は、原則1,000万円を上限とするが、(中略)ただし、開発するモデルは日本語教育機関において実証することとし、日本語教育機関が行う実証事業との内容重複は不可とする。

正：なお、1件あたりの自主事業は、原則1,000万円を上限とするが、(中略)ただし、開発するモデルは日本語教育機関において実証することとし、自主事業は、日本語教育機関が行う実証事業との内容重複は不可とする。

### 4 ページ

#### 「6. 企画提案書に計上できる経費」の3行目

誤：また、日本語教育機関が行う実証事業は、新型コロナウイルス感染拡大による入国制限が全面的に解除された段階でオンライン日本語教育の実証は終了し、直ちに実証成果の分析・公表を行うことになる。

正：また、日本語教育機関が行う実証事業は、新型コロナウイルス感染拡大による入国制限が全面的に解除された段階でオンライン日本語教育の実践は終了して実証に移行し、実証結果の分析・公表を行うことになる。